

《京都府の仕事について》

1 府職員の部門別構成（単位：人）

	⑱	㉑	割合・%
一般行政	4,502	4,330	14.7
教 育	17,777	17,382	59.1
警 察	7,016	6,997	23.8
病 院	1,728	549	1.9
公営企業	162	157	0.5
合 計	31,185	29,415	100.0

※一般行政には議会、総務、企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生部門を含む

※教育、警察には一般職員を含む

※㉑府公立大学法人の職員数は1,458人（表には含まない）

2 予算の状況（一般会計歳出当初予算額、単位：百万円）

	⑱	㉑	割合・%
人 件 費	315,646	309,241	37.6
物 件 費	25,386	24,980	3.0
維持補修費	3,567	3,340	0.4
扶助費・補助費等	279,270	297,389	36.2
普通建設事業費	94,136	92,339	11.2
災害復旧費	625	533	0.06
公 債 費	86,155	86,402	10.5
繰 出 金	14,292	5,776	0.7
積 立 金	1,634	2,073	0.3
そ の 他	300	300	0.04
合 計	821,011	822,373	100.0

※㉑予算化されている事務・事業の事項数は、約2,000事項

3 事務事業（例）

① 府の事務の概要

▶住民に直接実施するもの、市町村又は公的団体に対して補助等を行うもの

	直 接	市町村へ補助等	団体、企業等へ補助等
総務 企画	・広報・広聴事務 ・各種相談事業 ・府税の賦課・徴収 等	・市町村未来づくり交付金の交付 ・地上デジタル放送受信地格差是正への補助 等	・地域力再生プロジェクト支援事業交付金 ・学研都市での産学公による新産業創出への補助 等
府民 生活	・防災計画、国民保護計画の策定 ・高圧ガス、火薬・猟銃等の保安指導 ・取引の適正化指導 等	・消防団員確保促進や消防団資機材の整備等への補助 等	・地域青少年活動に対する補助 等
文化 環境	・植物園、文化博物館、体育館等文化・スポーツ施設の設置 ・学校法人(私立大・高専以外)の認可 ・不法投棄監視・是正指導 ・府営水道の施設整備 等	・市町村の水道整備事業への補助 ・農村集落排水、浄化槽等整備事業への補助 等	・府大学の設置運営（府公立大学法人） ・私立高、中、小学校、幼稚園等運営に対する補助 ・歴史的建造物の保存や祇園祭山鉾調度品の新調等に対する補助 ・家庭や地域における地球温暖化防止の意識啓発への支援 ・産廃処理業者等のリサイクル技術開発への補助 等
健康 福祉	・児童相談所の設置 ・身体障害者更生相談所の設置 ・介護事業者の指定 ・介護老人保健施設の開設許可 ・老人ホーム、特養老人ホームの設置認可 等	・障害者自立支援事業への補助 ・後期高齢者医療費、保険料への補助 ・特別養護老人ホーム等の整備への補助 ・医師確保対策に係る補助 ・市町村国保による生活習慣病予防のための特定健診等への補助 ・保育サービス等への補助 ・子育て支援医療費助成への補助 等	・国保組合等による生活習慣病予防のための特定健診等への補助 等
商工 労働	・工業団地等への企業立地の誘致、雇用創出	・企業立地に向けた市町村基盤整備に対する補助 等	・新事業創出、中小企業の新分野進出に対する補助

	・舞鶴港の利用促進等貿易振興 ・高等技術専門校における職業訓練の実施 ・労使紛争の解決(斡旋、調停、仲裁) 等		・環境産業の技術開発事業に対する補助 ・健康創出産業の技術開発事業に対する補助 ・インキュベーション施設の運営に対する補助 ・中小企業等への金融支援(融資制度等) ・商工会、商工会議所等の経営支援事業への補助 等
農林水産	・農業基盤整備、沿岸漁場整備、漁港整備等の実施 ・農業大学校・試験研究機関の設置 ・農協、漁協、森林組合等の監督・指導 等	・中山間地における農業生産活動の維持に対する補助 ・森林整備地域活動に対する補助 等	・農業機械や資材購入等農業経営の改善に対する補助 ・農地バンクの運営に対する補助 ・府内産木材の需要拡大等の推進事業への補助 等
建設交通	・府が管理する一般国道、府道、橋梁、河川等の新設、改修 ・舞鶴港等港湾整備 ・府営住宅の建設 等	・京都市営地下鉄建設事業への補助 ・駅の橋上化事業等への補助 ・バスなど生活交通路線の維持への補助 ・住宅の耐震診断や耐震化事業への補助 等	・京都縦貫自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道等の建設(府道路公社) ・山陰本線の複線化事業への補助 ・駅の耐震化や地下駅の火災対策等に対する補助 等
教育	・公立学校教員の任免・給与負担 ・府立学校の設置 等	・小・中学校等の教育活動の支援(先導的教育の実施、教員の研修等) 等	
警察	・府警察の設置 ・運転免許 ・風俗営業許可 等		

【府と市町村、団体等が協働して実施するもの】

・税務共同化組織の設置、共同化システム等の開発 ・NPOパートナーシップセンターの設置・運営 ・廃止交番跡などを活用した府民防犯ステーションの運営 ・丹後観光キャンペーン、花灯籠等観光プロモーション事業 等
--

【府の内部管理を行うもの】

・人事、給与、福利厚生等総務事務 ・企画調整事務 等

② 市町村等他の自治体との関係

【市町村との関係】

- ・市町村は、基礎的自治体として、住民生活に密着した分野や地域の特性を生かせる分野の事務事業を広範に担当

(例)

住民個々人に対する福祉(高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくり等)
住民個々人又はグループ等の文化振興(地域文化活動、生涯学習等)
住民に密着した教育(公立幼稚園、小・中学校の設置等)
地域の防災対策(地域が限定される消防・防災、災害対応等)
地域づくり等地域の特性を生かせる分野(コミュニティの振興、農村環境整備等)
個々の産業に関する育成指導(地域産業振興、農山漁村振興、集落規模の農業生産基盤)
地域政策(生活道路整備、上下水道整備、地域交通確保等)

- ・府は市町村を包含する広域自治体として、
 - ①市町村の区域を越える広域にわたる事務
 - ②市町村に関する連絡調整に関する事務
 - ③規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を、補完的に処理

【※政令指定都市の特例】

- ・多くの人口を抱え、その事務の質量及び能力において一般の市と異なるため、指定都市の制度により大都市問題に対処
- ・事務配分(都道府県の事務を移譲)、行政監督(一般の市にあっては必要とされる都道府県知事等の関与等を要しない)、行政組織(区の設置)等の特別措置
- ・権限的に府と同等の事務もあり、基礎的自治体としての関係とともに、共同の関係

【他府県との関係】

- ・近接した府県間で、府県の境界を越える事案・事件など広域的な政策課題への対応や協議を実施
- ・「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」等の締結

【※関西広域連合】

- ・現在、府県単位で行うよりさらに広い区域で行う方が効率的、効果的な事業について、関西広域連合により処理することを検討中
(ドクターヘリの共同運用、消防学校の共同設置、資格試験の共同実施など)

【国との関係】

- ・国庫補助を獲得するという従来の形は変容し、対等な関係として新たな政策や制度改革、特区などの規制緩和など、中央集権型の画一的でない地域に応じた施策が国において行われるよう積極的に提案
- ・地方分権の推進など国レベルの政策・制度に係る事項の改善については、全国知事会等の組織を通じての提案・要望も実施

【その他】

・協議機関などの設置

市町村	・ 第1次勧告に関する京都府・市町村権限移譲推進会議
政令市	・ 知事と京都市長との懇談会 ・ 府市協調パネル
他府県	・ 全国知事会（規約） ・ 近畿ブロック知事会（規約） ・ 滋賀県・京都府知事会議 ・ 福井県・京都府・兵庫県知事会議 ・ 京都府・兵庫県・鳥取県知事会議 ・ 京都府・大阪府・兵庫県知事会議

・人事交流

市町村	②派遣・受入 19人
政令市	②派遣・受入 5人
他府県	②派遣・受入 5人
国	②派遣 9人

府と市町村の事務の分担について（事務例）

区 分	府	市町村
一 般	・ 府税の賦課徴収（法人府民税、法人事業税、自動車税等） ・ パスポート発給 ・ 公益法人の設立許可、監督 ・ NPO法人の認可	・ 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録 ・ 外国人登録 ・ 市町村税の賦課徴収（住民税（都道府県民税も一括）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等）
福祉・保健	・ 生活保護（右欄以外） ・ 介護事業者の指定 ・ 介護老人保健施設の開設許可 ・ 老人ホーム、特養老人ホームの設置認可※ ・ 身体障害者更生相談所の設置※ ・ 身体障害者手帳の交付※ ・ 児童相談所の設置※ ・ 病院の開設許可 ・ 難病対策※ ・ 市町村との連絡調整、支援等	・ 生活保護（福祉事務所設置自治体） ・ 介護保険の実施 ・ 介護予防事業 ・ 障害者福祉サービスの提供 ・ 高齢者福祉サービスの提供 ・ 保育所の運営、子育て関連助成・給付 ・ 国保、老人保険の実施 ・ 母子保健 ・ 後期高齢者医療・健康診査・保健指導（広域連合が実施する部分有り） ・ 特定健康診査等
商工・労働・農林水産	・ 産学連携、業種間連携等の促進 ・ 府営工業団地の整備、府内への企業誘致、貿易・流通促進 ・ 試験研究開発の実施、産業技術、農林水産技術の普及 ・ 農業振興地域の指定 ・ 農地転用の許可（4ha未満） ・ 農業協同組合の設立許可 ・ 労使紛争の解決（斡旋、調停、仲裁）	・ 地域商工振興 ・ 農漁村振興、基盤整備
教 育	・ 義務教育教員給与費の負担 ・ 教職員の任免、給与の決定※ ・ 学校法人（私立大・高専以外）の認可	・ 公立小中学校の設置・運営 ・ 社会教育施設の設置・運営
社会資本	・ 一般国道（指定区間外）の管理、都道府県道の管理※ ・ 一級（指定区間）、二級河川の管理 ・ 都市計画（区域の区分等基本計画） ・ 建設業等の営業の許可・登録 ・ 開発行為の許可※ ・ 建築確認※	・ 市町村道の管理 ・ 準用、普通河川の管理 ・ 都市計画（一定の都市施設に関する計画）

環境・衛生	・水道事業(広域) ・流域下水道の管理 ・フロン類の排出抑制指導 ・大気汚染、水質汚濁防止(規制基準設定、規制実施) ・産業廃棄物処理業許可※ ・飲食店営業の許可※ ・理容師等各種免許 ・鳥獣保護事業計画の策定、鳥獣捕獲許可、狩猟免許	・水道事業(原則) ・公共下水道の管理 ・し尿処理 ・一般廃棄物処理業の許可 ・一般廃棄物の処理 ・リサイクル資源分別収集 ・埋葬・火葬の許可
安全・防災	・大規模災害等における市町村長への応援要請、自衛隊の災害派遣要請 ・警察、運転免許 ・風俗営業許可	・消防(火災の鎮圧、救急・救助) ・災害の予防、警戒、防除等、住民に対する避難勧告

【政令指定市の事務(政令市特例)】

- ・多くの人口を抱え、その事務の質量及び能力において一般の市と異なるため、指定都市の制度により大都市問題に対処
- ・事務配分(本来は都道府県の事務を移譲)、行政監督(一般の市にあっては必要とされる都道府県知事等の許認可等を要しない)、行政組織(区の設置)等の特別措置
(上欄の都道府県の事務例では※印のものが特例により政令市の事務となる)